

質疑／回答

仕様書番号 企委第 22 号

委託業務名 海津市制 20 周年記念プロモーション委託業務

	質 問	回 答
1	共同体で参加しようと考えておりますが、すべての構成員が実施要領の「6 参加資格」(1) 及び(2) の要件に該当しなければいけないのかご教示お願い致します。	本市では、委託業務における共同企業体(JV) の参加申込みは受け付けできません。
2	共同体についての取扱要領はありますか、ご教示お願い致します。	
3	共同体応募申請参加届出書など申込様式はありますか、ご教示お願い致します。	
4	本事業はインナー向け、アウター向けの両方を満たす必要があると思っておりますが、貴市が特に重視したいのはどちらでしょうか。	どちらも重視しております。 コンテンツ応じて、ご判断いただき、企画提案していただきますようお願いいたします。
5	本事業が最も重視している訴求相手のターゲットがあれば教えてください。	ターゲットがあるのは、デジタル冊子で、旅行による本市への来訪者を拡大する目的であるため、主に旅行者をターゲットにしております。その他につきましては、市内外に広く本市の魅力を情報発信したいと考えています。
6	現時点で予定されている貴市主催の周年事業を可能な範囲で教えてください。 また 11 月に開催する記念式典の参集者はどういった方たちになりますか。概要を教えてください。	現時点で決定している周年事業は、11 月 23 日に開催する「野外音楽フェス」と本市出身の絵本作家による絵本の制作です。 さらに、杉並児童合唱団・かいづっち合唱団合唱交歓会、宝暦治水竣工 270 周年記念講演会、ミズベリングイベントの実施を検討しているほか、市民団体等からの提案事業に対して補助を行う事業を検討しております。
7	記念式典及び記念事業のその他計画事項について開示いただけますでしょうか。	記念式典の内容は、決定しておりませんが、功労等表彰者と一般市民、最大 700 人を対象に、表彰、市制施行 20 周年記念映像上映、市民団体等による吹奏楽の演奏会を令和 7 年 11 月 1 日の午前中に、海津市 OCT 文化センターで開催することを検討しております。
8	仕様書「5.制作条件」の(4) について、「市民が一つになって記念事業に携わっていることを現す」と記載がありますが、本件以外の記念事業があれば教えてください。	
9	プレゼンテーション時は資料の投影等の	プレゼンテーション時にプロジェクターを

	手法は使用可能でしょうか。また提出した資料しか使用できないのか、それとも提出する紙資料より評価者様にとって分かりやすい資料（投影用に用意した資料）を使用することは可能でしょうか。	用意しますので、HDMIで接続できるPCをご持参ください。 資料は、事前提出資料と投影用の資料とが異なるものでも、問題ありません。
10	かいづシティアンバサダーの足立佳奈さんの任期を教えてください。	任期は2年（令和6年12月19日から令和8年12月18日まで）です。
11	仕様書「5.制作条件」の（1）について、市制施行20周年記念映像の構成は未来ではなく、あくまでも過去を振り返ることが主軸でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
12	仕様書「5.制作条件」の（1）について、市制施行20周年記念映像の本編・ダイジェスト版の使用用途をご教示お願いします。	Webサイト、YouTube、デジタルサイネージ等での配信や記念式典等の各イベントでの利用を想定しております。
13	仕様書「5.制作条件」の（1）①について、『本編は5分程度とし、ダイジェスト版は、2～3分とする』とありますが、ダイジェスト版の制作背景・用途・イメージをご教示お願い致します。	
14	仕様書「5.制作条件」の（2）①について、2パターンとありますが、用途について事前に想定されている使い分けなどがあれば教えてください（ex.市民向けシビックプライド醸成／市外向け来訪促進等）	PR用映像は、今後、本市への観光誘客、移住定住の促進等のために使用していきます。また、ダイジェスト版の使用用途は、Webサイト、YouTube、SNSでの広告利用等を想定しております。 なお、ダイジェスト版の構成、尺は、最終的に決定者と協議を行い、決定しますが、仕様と異なるものの作成を想定する場合は、その理由を含め、企画提案をお願いします。
15	仕様書「5.制作条件」の（2）①について、『本編は2～3分程度とし、ダイジェスト版は、30秒程度とする』とありますが、ダイジェスト版の制作意図・背景をご教示お願い致します。	
16	ダイジェスト版の尺の意図は何になりますでしょうか。 仕様書よりも更に短い尺にしてもよろしいでしょうか。	
17	仕様書「5.制作条件」の（1）④について、デジタルサイネージの設置場所はどこですか。 仕様はタテかヨコかも教えてください。	デジタルサイネージの設置場所は、市役所等の公共施設を想定しております。 タテもヨコもあり、仕様等の詳細は、決定者と協議により決定します。

18	仕様書「5.制作条件」の(2)④について、サイネージは、横型のみでしょうか。縦型もありますか。	
19	仕様書「5.制作条件」の(2)のPR映像について、ターゲットはどの層をメインに考えておりますか。	仕様書「5.制作条件」の(2)③に記載があるとおり、市内外に広く本市の魅力を情報発信したいと考えています。インバウンドも含め、特定のターゲット設定はありませんが、PR用映像は、今後、本市への観光誘客、移住定住の促進等のために使用していきますので、これを踏まえ、提案事業者様から企画提案していただきますようお願いいたします。
20	仕様書「5.制作条件」の(2)のPR映像について、インバウンドは意識しておりますでしょうか。	
21	PR映像の「市内外に広く浸透」は、どの範囲を想定しておりますでしょうか。	
22	仕様書「5.制作条件」の(2)のPR映像について、特に訴求したい施設やロケ場所はありますか。	最近オープン又はオープン予定の、だんだん公園キャンプ場、こども未来館「ZüTTo」、木曾三川輪中ミュージアムの3箇所については、PR映像に入れていただきたいと考えております。 その他は、自由に提案してください。 なお、決定者と協議を行い、最終的にロケ場所を決定します。
23	受託決定後に取材・撮影が不可能な素材データの提供は可能でしょうか。(例えば、冬の光物語イルミネーションなど)	過去の写真データなどが閲覧できるサイト等はありませんが、可能な範囲で、市が所有する過去の写真データ等については、提供します。 【市が所有するデータ】 ・市の施設や観光施設等の写真・映像データ ・市が発行した広報紙やその他発行した冊子類 など
24	仕様書「5.制作条件」の(1)について過去の写真データなどが閲覧できるサイト等がありますか。	
25	仕様書「5.制作条件」の(1)③について、『市が発行した広報誌や、市が所有する過去の写真データ等を効果的に使用しつつ』とありますが、市が所有する過去の動画データはご提供いただくことは可能でしょうか。ご教示お願いいたします。	
26	仕様書「5.制作条件」の(2)について、構成の内容によっては、素材の支給も可能でしょうか。(撮影時期が春のため冬の景色も必要な場合など)	
27	デジタル冊子の「日本中に広く読まれる機会」とは、全国誌とのタイアップを想定しておりますでしょうか。	お見込みのとおりです。 本市への観光誘客等を図るため、より効果的な方法があれば、提案事業者様から企画提案していただきますようお願いいたします。

28	仕様書「5.制作条件」の(3)①について、想定するページ数をご教示お願い致します。	詳細の設定はしておりませんので、提案事業者様から企画提案していただきますようお願い致します。
29	「デジタル冊子」は本事業で制作するランディングページに埋め込む必要はありますか。	なお、最終的に決定者と協議を行い、決定します。
30	仕様書「5.制作条件」の(3)②について、必要な動画素材の調達とあるので、デジタル冊子からのリンクを想定されていると思いますが、動画へのリンクは必須ですか。	必須ではありません。 決定者と協議により決定します。
31	デジタル冊子について、冊子形態とすることにこだわりはありますか。著名インフルエンサーのストーリーズ活用や連載企画など、冊子の形態ではない施策も考えられるかと思えます。	詳細の設定はしておりませんので、提案事業者様から企画提案していただきますようお願い致します。 さらなるPR企画等も同様です。
32	「20周年記念映像」及び「PR用映像」の制作と、「デジタル冊子」の仕様に記載されている「動画素材の調達、取材・撮影」は同じものを指していますか。	必ず同じものである必要はありません。効果的なものになるよう、提案事業者様から企画提案していただきますようお願い致します。
33	映像制作や取材にあたり、「歴史や名跡」「暮らし」「住みやすさ」「観光コンテンツ」「イベント」「自然」など、貴市がPRを重視したい内容があれば教えてください。	PR用映像は、今後、本市への観光誘客、移住定住の促進等のために使用していきます。これを踏まえ、提案事業者様から企画提案していただきますようお願い致します。
34	仕様書「5.制作条件」の(4)①について、「キービジュアル」が指しているものについて、ご教示いただけますでしょうか。	「キービジュアル」は、市制20周年記念を表すロゴ及びキャッチフレーズを指します。
35	仕様書「5.制作条件」の(4)について、「かいづっち」の使用は可能でしょうか。	使用可能です。
36	キービジュアル・コピー開発の元となる「市民が一つになって記念事業に楽しく携わっている」ということについて、エビデンス資料などはありますか。	イメージであり、エビデンス資料等はありません。
37	横断幕もしくは懸垂幕の制作数や制作サイズをご教示いただけますでしょうか。	横断幕又は懸垂幕の使用については、契約前に決定者と協議し、決定します。
38	仕様書「5.制作条件」の(4)について、「横断幕または懸垂幕」の想定枚数を教えてください。	なお、市役所においては、懸垂幕1枚以上を予定しています。 サイズ：0.9m(W)×5.4m(H)

		その他の公共施設、サイズ、枚数については、提案事業者様から企画提案していただきますようお願いいたします。
39	仕様書「5.制作条件」の(5) ②について、ページの更新頻度はどれくらい想定していますでしょうか。	詳細の設定はしておりませんので、提案事業者様から企画提案していただきますようお願いいたします。
40	仕様書「5.制作条件」の(5) について、LPに掲載するコンテンツ(記事)は何件くらいを想定していますでしょうか。	詳細の設定はしておりませんので、提案事業者様から企画提案していただきますようお願いいたします。
41	仕様書「5.制作条件」の(5) について、LPの設置に関しては、市で利用しているサーバーの利用が適切と考えますが、その想定でもよいでしょうか。必ず新しくサーバーの準備が必要ですか。	LPを設置するサーバーについて、本市のサーバーを利用することを想定しているわけではありません。 本市のWebサーバーを利用する場合は、現在使用しているCMS内に実装する必要がありますので、その作業も想定していただく必要があります。また、外部のサーバーを利用する場合は、ドメイン廃止後の悪用対策等を考慮した上で、企画提案していただきますようお願いいたします。
42	ランディングページに使用するサーバーについて「市が指示する十分なセキュリティ対策」のガイドラインを教えてください。	外部のサーバーを利用する際には、セキュリティ対策が施されたデータセンターで稼働することとし、契約期間中にOS及びアプリケーションに脆弱性や不備が発見された場合は、速やかに対応していただくものとします。
43	仕様書「5.制作条件」の(5) について、LPは、公開後に更新作業も発生しますか。する場合は、その作業も委託者が請け負うことになりますか。その際に追加予算は発生しますか。	LPについて、周年記念事業の進捗により、定期的(月1回以上)な更新をお願いいたします。追加予算はありません。
44	仕様書「5.制作条件」の(5) ②について、新たに立ち上げるSNSは、すでに市で使っているSNS以外のメディアから選定・提案も可能ですか。(市の規定で使ってはいけないSNSはありますか。)	お見込みのとおりです。 なお、使ってはいけないSNSは、ありませんが、どのSNSを利用するかを明記してください。 最終的には、決定者と協議のうえ、決定します。
45	仕様書「5.制作条件」の(5) ②について、使用可能なアカウントがあ	市制20周年記念専用のアカウントの新設を想定しております。

	れば、ご教示お願い致します。	
46	仕様書「5.制作条件」の(5)について、SNS に関しては、アカウントの選定までで良いでしょうか。アカウント制作、運用まで業務となりますか。	LP、SNS 納品については、お見込みのとおりです。 LP の公開作業も周年記念事業の進捗により、定期的な更新(月 1 回程度、軽微な更新)をお願いします。
47	LP、SNS は 4 月 30 日納品とあるが、そこまでに構築・公開するという意図でよいでしょうか。 公開作業も受託側で実施となりますでしょうか。 公開だけではなく、その後の LP・SNS の運用も受託側で実施となりますでしょうか。 その場合、運用の期間・投稿や更新回数・内容などの想定をご教示いただけますでしょうか。	また、SNS 運用については、本市で実施しません。運用の支援や、投稿用のフォームや定形等の作成までは事業者様でお願いします。
48	WEB 広告はターゲット・ボリューム・時期も提案となりますでしょうか。想定内容ありますか。	ターゲット・ボリューム・時期についてはお見込みのとおりです。 なお、想定内容はございません。
49	WEB 広告の最低動画再生回数・期間は協議で設定するとありますが、協議内容によっては、予算の変更もありますでしょうか。	予算の変更はありません。
50	仕様書「5.制作条件」の(6)②について、動画の再生回数とありますが、およそどれくらいを想定されていますか。またデジタル冊子も同じく最低の閲覧回数を設定することになるかと思いますが、その想定も教えてください。	詳細の設定はしておりませんので、提案事業者様から企画提案していただきますようお願いいたします。
51	20 周年記念映像、PR 用映像・デジタル冊子、キービジュアル、LP・SNS で納品時期にばらつきがあるが、その理由をご教示いただけますでしょうか。	(1) 市制施行 20 周年記念映像については、令和 7 年 11 月 1 日開催予定の記念式典での上映に合わせて、納期限を設定しております。 (2) PR 用映像及び(3) デジタル冊子については、20 周年記念事業の取組みを通じて、この機に多くの方に来訪していただきたいため、早めの納期設定としております。 (4) キービジュアル及び(5) 市制施行 20 周年記念専用ランディングページ・SNS については、令和 7 年度のほぼ 1 年間を通して活

		用したく、特に早い納期限を設定しているものです。
--	--	--------------------------